

T・ジョプリンの通貨制度改革論によせて

——銀行業における自由と規制をめぐる——

二階堂 達 郎

はじめに

トーマス・ジョプリンは、イングランドの通貨・銀行制度改革論者として、1820年代から40年代にかけて精力的な活動を展開した人物である。彼の経歴については、ここでは詳しくは触れないが、とくに株式銀行の設立を推進した点で功績は大きく、自らもナショナル・プロヴィンシャル銀行の設立（1833年）に参加している。彼は、通貨制度改革の必要性を農業問題とくに当時の穀物価格の下落と結びつけて訴えた。当時、穀物価格の下落は需給関係に基づくものと一般にとらえられており、たとえば、トゥックやリカードはその原因を過剰生産に求めている。これに対して、ジョプリンは、トーマス・アトウッドとともに、貨幣的要因すなわち銀行券流通量の縮小によるものだと主張した。ただし、アトウッドが兌換再開に伴うイングランド銀行の銀行券発行縮小に原因を求めたのに対して、ジョプリンは、地方銀行の銀行券流通の縮小に原因を見出していた。彼は、著書、パンフレットの他、新聞にも投稿を重ねるなど活発な活動をし、1840年代の通貨論争にも独自の立場を貫いて加わった。しかし、その時々主張は、その論争スタイルも手伝って必ずしも十分に受け入れられたとは言えない。

かつては、ジョプリンの理論の評価について通貨論争の枠内でとらえられることが多かった。しかし、彼の理論にはその枠に収まりきれない特色があり、そのことを反映して通貨学派と銀行学派のいずれに含めるかについては議論が分かれている¹⁾。この通貨論争とのかかわりから離れて、ジョプリンをマクロ経済学的分析の先駆者として評価した研究も現れている。その先駆的なものはミークの業績である²⁾。近年では、オブライエンの『トーマス・ジョプリンと古典派マクロ経済学』のような体系的で優れた研究が現れている³⁾。

通貨論争の期間に至るまでのジョプリンの主張にはいくつかの変化が見られるが、その基調には大きな変化はなく、それはもっとも初期の2つの著作の中に表れている。この著作とは、1822年の『イングランドとスコットランドにおける銀行業の一般的原理と

実際についての小論：イングランド銀行の特許状を即時変更する正当性とそのための政策、およびそれを効果的に達成する方法についての所見⁴⁾（以下、『銀行論』と称する）と、1823年の『政治経済学体系概説：現在の農業の困窮の原因がまったく人為的なものであることを政府と国民に示し、それをいま救済し、将来において類似の弊害の再発を防ぐための通貨管理計画を提案するために書かれた』⁵⁾（以下、『政治経済学体系』と称する）である。

本稿は、英国の通貨制度の発展を視野に入れつつ、これら初期の著作に見られるジョプリンの通貨と銀行に関する理論の概要を示し、独占・規制・競争などの問題について彼がどのように考えていたかについて考察しようとするものである。

最初に、本稿の主題に関係するイングランドの通貨にかかわる主な動きを挙げておこう。

1814年 穀物価格が下落する。

1815年 穀物法が制定される。

1819年 イングランド銀行の兌換再開に関する委員会が両院でそれぞれ任命され、両委員会は兌換再開勧告の報告書を上院に提出し、それに基づいて兌換再開法（Bank Resumption Act）が成立する。

1821年 5月にイングランド銀行が無条件正貨兌換を開始する。

1823年 特許状が更新され、地方（ロンドンから65マイル以遠の）では株式銀行の設立が許可され、特許状は10年間の期限をもって更新されることになる。

1825年 銀行券が増発され、対南米への投機が起こり、金融恐慌が発生する。

1826年 1月に額面が5ポンド未満のイングランド銀行券の発行が禁止され、回収される。5月には、ロンドンから65マイル以遠での株式組織銀行による発券が許可されるとともに、イングランド銀行の支店の設置が許可される。

1833年 8月に1833年銀行法（Bank Charter Act of 1833）が制定され、これによってイングランド銀行券が法貨と認められる。また、同行の割引利率の最高限度（5%）の制限が撤廃され、ロンドンにも株式銀行の設立が認められる。これ以降、株式銀行の設立が相次ぐ。

1840年 下院は発券銀行特別委員会を任命し、これが契機となって通貨主義と銀行主義の論争が活発化し、1844年のイングランド銀行法（Bank Charter Act of 1844）いわゆるピール条例の制定に至る。

1. 株式銀行をめぐって

ジョプリンの最大の業績は、小規模で不安定な個人銀行、すなわちパートナーシップに基づく合名会社の銀行に代わる近代的な株式銀行の設立と普及に貢献したことである。

『銀行論』はジョプリンの銀行業に関する著述の最初のものであって、彼の著作の中ではもっとも大きな影響を世論に与えたパンフレットである。それは、第6版まで版を重ね、銀行設立のための重要な手引き書になった。そこでは、イングランド銀行の特許状の変更、すなわちイングランド銀行にのみ与えられた株式銀行の地位の特権を撤廃することと、イングランド銀行制度の改革の必要性が主張されている。

当時、イングランドでは、イングランド銀行を頂点とした全国的な通貨制度の骨格が次第に形成されつつあった。しかし、1708年にイングランド銀行に与えられた特権のために、同行以外の銀行は6名以上のパートナーをもつことは許されていなかった。このため、これらの個人銀行は脆弱な基盤の上に立っていた。ジョプリン自身の説明によると、イングランドでは、1818年以前の20年間に地方だけで230をくだらない個人銀行が破産し、その件数の多さは他の事業に比べて際立っていた。これに対して、スコットランドでは、数百名、あるいは千名以上の共同出資者を有する株式銀行が設立され、金融業で支配的な力をもっていた。当時、このスコットランドの銀行制度の優位性が明白になりつつあった。

クラバムは、ジョプリンの活動が与えた反響を次のように記述している。当時の首相であったリバプール卿はイングランド銀行の支店開設を推奨したが、「北部の若干の事業家は、銀行業についてはスコットランド式の合名会社制度の方を高く評価した。……イングランドの銀行とその紙券が不安定であるときに、なぜスコットランドの紙券がボーダーの南にまで知られ、そのように比較的安定的なのであろうか。1822年早々にニューカッスルのトーマス・ジョプリンはこの意味で優れた小冊子を発行し、かつタインサイドでの株式銀行の提案を行った。……ジョプリンの論議は実業界や金融界で広く論ぜられた。彼はリカードと交際があり、またイングランド銀行の株式組織の独占が発券に対してのみ適用され、預金には適用されないと主張する最初の人物であった」⁶⁾。

ジョプリン自身は次のように述べ、スコットランドの銀行制度を高く評価している。「スコットランドが災禍から完全に免れていることは驚くべき事実である。スコットランドの銀行は倒産も貨幣の損失もまれである。だからといって、貨幣取引の性質には何らかの違いがあるとか、スコットランドではわれわれよりも交易の変動が小さいなどはだれも思わないであろう。両国における交易はほとんど同じものであり、違いがあっても、むしろスコットランドの商人の方が投機的であって不安定であろう。違いの本当の原因は、それぞれの銀行組織の性質に見出されるべきである。スコットランドの銀行は株式会社であるが、イングランドの銀行は個人銀行なのである。スコットランドの銀行は多数の所有者つまり株主からなっている。彼らは、百ポンド、千ポンド、数千ポンドの資金を提供し、共同資本を形成して銀行を設立し、彼らから選出された理事会と呼ばれる委員会に経営をゆだねている。これに対して、イングランドの銀行は6人を超え

るパートナーによって構成されず、しばしば1人かせいぜい2人によって経営されている⁷⁾」。

ジョプリンによると、株式銀行の優位性は資本の大きさと経営能力の強さにあった。⁸⁾ 株式銀行は、「それらが当然に有する無制限の信用や気前のよい事業のやり方の結果、多額の永久的な資金の提供を受け取る。その結果、それらは、適切な担保を提供できる人々に、永久的な貸付の形でそれを再提供することができる。しかるに個人銀行には、必要な信用が欠如しているため、そのような多額の資金が預入されることはない。また、取付けの危惧があるために、手形か、必要な際にはロンドンの取引先を通じて貨幣に随時替えられるような担保に基づく以外に、前貸をしない⁹⁾」。つまり、資本が不十分な個人銀行では、資金と負債の満期の不一致を回避するために短期貸付しか行えず、資金の長期貸付によって農業部門に支援を与えることが不可能だというのである。イングランド銀行がもつ特権は、株式銀行の設立に対する障害となり、そのことによって地方の信用を脆弱なものにしていた。

ジョプリンは、地方のみならずロンドンにおいても株式銀行の設立が重要であることを認めていた。しかし、イングランド銀行がロンドンの発券において有している排他的特権そのものに反対していたわけではないことに注意しなければならない。彼は、銀行業における収益源ないし銀行の固有の業務において、発券業務それ自体が占める比重が軽くなり、発券業務とは相対的に独立した手形割引や預金業務へと重心が移行しつつあること、さらには長期の信用供与の重要性が増加していることを認識していたのである。そのことは、彼が次のように述べていることからわかる。「銀行券を発行しない銀行の安全性が優れているのは、その業務がより多くの利益をもたらしているからにはかならない」。「ランカシャーでは……銀行は自行の銀行券を発行せずにイングランド銀行券を発行している。この不利益だと思われることを埋め合わせるために、銀行は割引手数料を課している。この方法によって、その事業は危険の少ない利益の上がるものとなっていることは間違いない。このため、銀行はけっして取付けにあうこともないし、割引によって5-10%の手数料が確実に入る。反対に、他の地域では、銀行は手数料を課しておらず、銀行券は他の銀行を通して発行翌日には還流してくる。このため、ランカシャーの銀行家が大きな利潤を得ているのに、これらの銀行はたいていわずかの利益も得ていない」。「たんなる自行銀行券の発行には、他行の銀行券の発行と本質的に異なるものはなく、さらに、取付けによって支払いを停止しても、支払い不能でない場合には倒産することはめったにないので、この違いは主に、同じリスクを伴うがよりわずかな利益しか伴わない銀行券の発行から生じているに違いない¹⁰⁾」。

この見地は、イングランド銀行により単純で直接的な形で銀行券発行の独占を保証すること、すなわち「6人以上のパートナーが他の銀行業に参入してはならないという条

項を制定する代わりに、いかなる銀行も現在の独占の境界線内で銀行券を発行してはならないと制定する¹¹⁾」ことすら支持している点にも表れている。

また、株式銀行の優位性を認めつつも、有限責任制に対しては否定的な見解を有している点にも注意しておく必要がある。彼は、この問題に関して、「パートナーが特権によって自身の取引にかかわる損失から免れているとき、だれもその銀行に永久に預金することはないであろう¹²⁾」と述べている。ただし、彼は、のちになって有限責任を認めるようになっており、¹³⁾『銀行論』でも、地方株主については有限責任を認めている。

2. 所得循環モデルと通貨制度改革

ジョプリンの通貨改革論のもうひとつの大きな特徴は、オブライエンが強調しているように、マクロ経済的構造の分析と結合して提起されている点である。その基本的な内容は『政治経済学体系』の中に示されている。この著作は、26の章と統計データを含む補遺からなっており、短期間に著されたものとしては大部のものである。そこに示された理論は、全体的に見るとさまざまな対立的な要素が交錯しており、未消化な部分を多分に含んではいるが、19世紀初期という時代にあっては新奇なものであって、ケインズ理論の所得循環モデルを彷彿させる内容となっている。また、貨幣需要についての分析や実質利子率と貨幣利子率の区別など、同時代の経済学者には見られない近代的な概念が用いられている。

その所得循環モデルの主要部分は、「議論の支柱」と題する第4章から始まる5つの章で示されている。その核心的な箇所は以下の部分である。「いかなる商品でもその年々の生産にとって第一に重要なことは、それに対して年々の消費および需要がなければならないということである。実際のところ、その生産はその消費の証拠なのである。消費がなければいかなる需要もありえないし、いかなる生産も行われぬ。他方、需要は所得から生じる。所得がなければ、消費性向が十分に強くても購買力を伴わないので、その性向は十分なものとはならない。それゆえ、この需要が生じるのは所得の支出によってのみである¹⁴⁾」。投資については、貯蓄が投資と消費的支出に分解されるとして、次のように述べている。貸し付けられた貨幣は、借り主が「家屋や船の建造、鉱山の採掘などに、……あるいは、財の製造や売買、その他の用途に費やすであろう。そのすべてにおいて商業的または現実的な消費が生み出される。……さもなければ、彼らはそれを生活のための必需品、便益品、奢侈品に費やすであろう¹⁵⁾」。また、あとの章では、次のように述べて、輸出または貿易収支の差額が需要を構成することを主張している。「貿易差額によって貨幣が流入すると、それは……商品に対する需要の形で現れる。しかし、すでに流通している貨幣は、供給に等しい需要をもたらしている。このようにしてもたらされる外国の貨幣は市場における商品を代表していない。このため、供給を上回る需

要が創出される。この事情のため、この増加した需要に見合うようになるまで商品の価格が上昇する。流入した外国の貨幣は、すでに流通している貨幣と同様に市場の商品を引きつける。……貨幣が流出する場合は、逆のことが起きる¹⁶⁾」。

また、所得については別の箇所でも、消費と貸付および退蔵に向かうとして次のように述べている。「人は、自分が受け取る貨幣をどのように獲得しようとも、その貨幣について3つうちの1つをしなければならない。退蔵するか、利子をとって他人に貸し付けるか、自分で支出するかである¹⁷⁾」。なお、退蔵された貨幣については、究極的には商品に対する需要を減らさずに消費の経路を変えるだけであるとしている¹⁸⁾。

ジョプリンの問題関心が農産物価格の下落から出発していることは、彼のマクロ経済理論にも色濃く反映しており、とくにその中の重農主義的な主張として表れている。それは、「富はそれ自体を、土地の産物、労働、およびその両者の産物である商品に分解する。……労働も、それを支える生活必需品をもたらす土地の産物である。……労働の賃金も、究極的には土地の産物に分解される¹⁹⁾」との記述に端的に示されている。彼によれば、農業生産は国民所得を決定する主要な要因であり、それゆえマクロ経済的安定にとって安定した穀物価格は不可欠なものなのである。彼は、この立場から、穀物法および農業保護の必要性を唱えている。

また、需要と供給の相互関係については、農産物以外の一般生産物と農業生産物とでは作用の仕方が異なっているとしている。前者では「供給が需要に合わせて変動する²¹⁾」が、後者については「供給が需要を創り出す²¹⁾」と述べている。ジョプリンは、農業生産が国民所得を決定する主要な要因であると位置づけているため、後者を規整するセイの法則が経済現象の中で基本的に貫徹すると考えているのである。

なお、利子率については、のちの著作では、貯蓄と支出の不均衡が解消される要因としてとらえられるようになるが、²²⁾『政治経済学体系』の段階ではこうした展開は十分になされず、全体としては通貨の需給の均衡をもたらす要因としてとらえられている。そのことは、「後者（利子）は、貸し付ける貨幣を有する人々による供給に対しての、貨幣を借りようとする人々の側の需要によって決定される²³⁾」と明確に述べていることからわかる。

このように、ジョプリンは、所得と消費・投資・純輸出から構成される支出とが均衡するモデルを構想しているが、この均衡は金属通貨が流通する場合にのみ維持されると考えている。これに対して、紙券通貨が流通している場合には、所得循環の流れが攪乱され、貯蓄と消費との間の不均衡が発生すると見なされている。

ジョプリンは、理論的には不均衡をもたらされる通貨面での原因を、資金需要に2つの源泉を見出すことによって説明している。つまり、貨幣流通を、資本や資産の移転のための「抽象的流通」（金融的流通）と消費財の取引のための「消費的流通」に区別し、

国内価格に影響を与えるのは後者の流通だというのである。²⁴⁾ 金属通貨が全国的に用いられている場合、一般に、抽象的流通と消費的流通との間には密接な量的関係が保たれ、後者が増加（減少）すると前者も増加（減少）する。したがって、たとえば支払収支の黒字やそれに伴う貴金属の流入は、通貨流通量の増加をもたらすはずである。しかし、彼は、当時のロンドンと地方で多数の銀行によって銀行券が発行されている通貨制度の下では、この関係が破壊されていると考えていた。ロンドンでは主に抽象的流通がイングランド銀行券によって担われ、他方、地方では地方銀行券が主に消費的流通のために用いられている。ロンドンの流通は、地方の流通から切り離されていて、国内需要の主要な構成要素である消費財の価格に影響を及ぼさない。イングランド銀行は地方銀行券を制御する地位になかったし、国内の信用の基礎ともなっていなかった。加えて、地方における流通は、脆弱な信用と経営能力しかもたない地方銀行に委ねられているために、とくに激しく変動した。このため、ロンドンの抽象的流通と地方の消費的流通は互いに無関係な動きをし、たとえば、貴金属が輸出（輸入）されているときに地方銀行券の流通が増加（減少）するということがしばしば起こるといっているのである。²⁵⁾

ジョプリンは、地方銀行券の流通の変化は農産物の価格水準の激しい変化という形をとって表面化し、当時の深刻な穀物価格の下落は地方流通の急激な減少によるものと考えた。彼は、過剰生産によって穀物価格が低下する可能性は認めていたものの、当時の穀物価格の低下はそれに見合う穀物供給の変化を伴わずに生じており、また穀物価格のみならず労働の価格も低下したので過剰生産が原因ではないと見なしていたのである。

ジョプリンの通貨制度改革案は、こうした通貨流通がもたらす所得循環における攪乱、とくに農産物価格の不安定な変動を打開する方途として提案された。19世紀の前半は、全国的な信用のネットワークが形成されつつある時期であった。ロンドンの通貨市場は次第に重みを増し、国内のおよび国際的に中心的な地位を占めるようになってきた。こうした中であって、通貨制度の改革は通貨の供給を一元化するとともに、貨幣市場をロンドンを中心として統一するものでなければならなかった。彼は、当時のロンドンがもっていた金融上の地位について次のように述べている。「ロンドンでは、王国の他のいかなる部分よりも、銀行家により多くの信頼が置かれている必要がある。……地方銀行は、ロンドン宛の手形に応じるために同じこと（多額の残高を置いておくこと）をする必要がある。業務の過程でそれを振り出さねばならないからである。莫大な財産をもつ多くの貴族や大地主もまた、銀行に口座をもっている。また、現在、外国の国民や政府との巨額の取引もロンドンにおいてさばかれている。それらは、必然的にロンドンの銀行の事業を莫大なものとしている」。²⁶⁾

3. 通貨の競争と管理をめぐる

これまで見てきたように、ジョプリンの通貨改革の目的はマクロ経済的安定性を確保することであり、その経済理論はその改革の必要性を根拠づけることにあった。彼は、『政治経済学体系』の最後の部分において通貨制度改革案を提案している。その骨子は、株式銀行を各地域に設立し、それぞれの銀行に一定の通貨量を割り当てること、銀行と国家が通貨の保証をすること、各銀行には通貨利用量に応じて政府へ一定の利率の支払いを課すこと、通貨管理機関をロンドンに設置することなどによって通貨を管理しようというものである。この機関は、通貨や信用の状態を把握するほか、地金を購入し、それと引き換えに受領書または銀行券を発行する。各銀行がこの受領書または銀行券を新しい銀行券で割り引くという形を通じて、それぞれの地域では銀行券が流通することになる。彼は、この計画によって、貴金属の国際的流出入の変動に合わせて流通量が変化し、金属通貨と同じような動きをする紙券通貨の流通が実現されるとしている。

それは、政府による裁量的介入のない自己調整的な通貨制度を意図したものであった。実際、彼は、「この計画によって、銀行は自由に貨幣を作ることができず、通貨は金属貨幣と同じ仕方で膨張し収縮するであろう²⁷⁾」と述べている。これは、のちに通貨原理の根拠となった、国内価格の水準を金の流出入と結びつける考え方、および金属通貨の場合と同じ量的な変化をする紙券通貨供給を想定する「金属的変動」(Metallic Fluctuation)²⁸⁾の原理に他ならない。

しかし、彼の考えは、通貨学派によって単純化された内容よりは複雑なものであったことは指摘しておく必要がある。それは、通貨論争の中で通貨学派を批判し、貨幣恐慌時における金に対する超過需要の可能性を指摘し、部分的準備制度の下での金交換停止の必然性を予言したこと、また中央銀行の最後の貸し手としての役割を強調したことに表れている。ジョプリンは、通貨学派とは異なり、通貨当局の裁量をまったく排除したわけではなかった。それは、理論的には、貨幣需要や貨幣流通の区分に見られるように複雑な通貨流通の仕方を把握していたことに求めることができよう。しかし、これはまた、銀行業における自由や競争、管理をめぐるジョプリンの考え方ともかかわっている。

1820年代の英国は、産業の上昇期にあつて、産業革命の盛期を迎えようとしていた。この中であつて、自由貿易主義思想の高揚と影響力にはめざましいものがあり、金融や銀行業のあり方をめぐる論争にあつても大きな影響を及ぼした。その端的な現れは、フリーバンキングの主張である。しかし、他方では、金融の成長と拡大に伴い、通貨と金融の構造化が急速に進展し、通貨・金融の管理や規制が現実的な問題として現れてきていた。

ジョプリンは、フリーバンキングの熱心な提唱者であるパーネルとも手紙のやりとりをしていたし、また、株式銀行に関してはフリーバンキング学派と同調する態度をとっていた。イングランド銀行の独占と反競争的活動を攻撃してその排除を求めていたし、株式銀行への規制を厳しく批判していた。したがって、包括的な銀行業の規制に対しては反対し、全体として銀行業における自由の意義を認めていたことは事実である。しかしながら、他方では、通貨供給を、銀行の自己利益や、それを基礎とした市場における複数の銀行による競争的な作用に任せることできないとも考えていた。「銀行はそれ（詐欺）に対して自覚がなく、進んで対応しない機関であり、ひとつの銀行の存在以外にそれを防ぐ方法はない。商人たちはしばしば、行き過ぎた銀行間競争がもたらす貨幣を増やすための便宜によって、力量以上に投機をしてしまう。ひとつ以上の銀行がある場合、彼らは取引を覆い隠すことができる。……融通手形によって銀行を通じて信用を支え、深みに陥ってしまう。……しかし、ひとつの株式銀行（public bank）しかなければ、すべての手形が自然にそこへ引き寄せられ、……健全なチェックが課せられ、この種の多くの詐欺が根を下ろすのを防ぐであろう」²⁹⁾。また、彼のスコットランド銀行制度に対する評価は、株式銀行の優位性のみ限定されており、スコットランド銀行制度におけるもうひとつの特徴である複数の銀行による自由競争に基づく発券制度についてはまったく言及されていないことも指摘しておく必要がある。このように、ジョプリンは、紙券通貨の供給に対して競争や市場が自己調整力をもつことをまったく信用していなかったのである。銀行業における自由競争は、あくまで管理された紙券通貨供給の枠内でのみ認められるものであった。

そればかりか、ジョプリンは、国家による通貨管理を積極的に提唱したし、また、ひとつないし少数の民間銀行による通貨発行の地域的独占についても積極的に容認していた。すでに触れたが、ジョプリンは、イングランド銀行が信用の需給や市場利子率についてよく理解していたことを理由として、ロンドンでは個人銀行に発券を認めるよりも同行に発券の独占を認める方がよいと考えていた。³⁰⁾

彼が国によるイングランド銀行への介入を容認していたのは、「公共善」の立場からでもあった。「イングランド銀行は私的な投機対象であると同時に公共的組織だと考えられていることは、議会によるその業務への介入が証明している。この干渉は、国のコモンローにはまったく反しているが、イングランド銀行については、株主の利益と同時に公共的利益のために特権を享受しているため、完全に正当である。イングランド銀行は実際には国のエンジンである。議会の法令は、株主には関係なく、ただ公共の便宜のために、その業務を管理するために継続的に作成されている。慣例からも、その事業への議会の干渉の権利は、公共善が含まれているならば、明確に認められている」³¹⁾というのである。また、「通貨は個人のものではない、それゆえ、国家の資産である。政府は

まさしく自らのものである通貨から利潤を受け取るべきである³²⁾」とも述べている。リカードの『国立銀行設立案』³³⁾は彼の死後の1824年に出版されたが、ジョプリンは、それが自らの『政治経済学体系』を模倣したものだ³⁴⁾と述べてしばしば言及しているが、そのことはジョプリン自身が国立銀行にきわめて強い関心をもっていたことを示している³⁴⁾。

ジョプリンは、銀行に銀行券発行の自由を与えることは、資産への支配権を銀行に与えることを意味しているという観点からも、望ましくないと考えていた。『政治経済学体系』を要約した1825年の著作では、「現在の紙券貨幣を作る自由は、他人の財産を貸す支配力をだれにも与えている」と述べ、「貨幣を作る銀行の権限は原則的に不公正³⁵⁾」であるとしている。銀行は欲しいままに発券する権限をもつべきではないというのである。

このように、ジョプリンは、銀行業における政府の規制や介入、通貨の管理、さらには国家による通貨の発行を何の躊躇もなく主張していたのである。

英国では、通貨や金融をめぐる自由と管理の問題が直接的に論じられることは少なかった。この中であって、ジョプリンは、自由貿易主義思想にとらわれず、国家による裁量や発券銀行の集中化、および通貨管理の問題を真正面から取り上げるなど、実際的な立場から管理や規制の意義と必要を強調した数少ない重要な理論家であった。そして、このような視点は彼のマクロ経済的なとらえ方と密接にかかわっていたと言えるであろう。

ジョプリンの通貨論の1820年代後半以降における展開については、稿を改めて論じることとする。

注

- 1) この見地からするわが国の研究では、次に示す荒牧正憲氏による研究が代表的なものであり、ジョプリンの理論が詳細に論じられている。「ジョプリンの『通貨・銀行改革論』について」九州大学『経済学研究』第27巻5号(1961年)、「T・ジョプリンの通貨改革論と通貨論争(1)(2)」九州大学『経済学研究』第28巻第2,3号(1962年)。氏はジョプリンについて、「彼の通貨改革論は、大綱においては、通貨主義の線に沿っている。しかしながら、興味深いことには、銀行家としての彼の豊富な経験的知識のためか、預金銀行の発展や預金通貨の機能等々に目をとめて、無意識的には銀行学派の見解に接近しているという結果にもなっているのである」と述べている。ミンツは、ジョプリンが通貨学派と銀行学派のいずれにも属さないとしている。Mints, L. W., *A History of Banking Theory in Great Britain and the United States*, 1945, 三橋昭三・望月昭一訳『銀行理論の歴史：グレイト・ブリテンと合衆国』成文堂、1975。ウッドは、ジョプリンを通貨学派に含めている。Wood, E., *English Theories of Central Banking Control 1819-1858*, 1939。
- 2) Meek, R. L., 'Thomas Joplin and the Theory of Interest', *The Review of Economic Studies*, 18(3), 1951, pp. 154-63. この論文の邦訳は、水田洋・永井義雄訳『古典政治経済学と資本主義』ミネルヴァ書房、1959年(ミークの講義集である *Political Economy and the Currents of History, Part One: Classical Political Economy and the Currents*

of History を邦訳したもの) に、また、のちに修正されて、*Economics and Ideology and Other Essays : Studies in the Development of Economic Thought*, 1967, 時永淑訳『経済学とイデオロギー：経済思想の発展にかんする研究』法政大学出版局、1969年に取められている。

- 3) O'Brien, D. P., *Thomas Joplin and Classical Macroeconomics : A Reappraisal of Classical Monetary Thought*, 1993. 本稿はこの研究に大きく負っている。わが国でのこの見地からの研究書として、吉澤昌恭『貨幣理論と経済政策』晃洋書房、1999年が挙げられる。なお、オブライエンは、ジョプリンの理論ではマクロ経済学的な要素がもっとも重要なものであり、通貨論争における彼の立場は通貨学派と銀行学派のいずれに属するものではないとしている。
- 4) Joplin, T., *An Essay on the General Principles and Present Practice of Banking, in England and Scotland ; with Observations upon the Justice and Policy of an Immediate Alternation of the Charter of the Bank of England, and the Measures to be Pursued to Effect It*, 1822. 第3版には補足的見解が、第4版には補遺が付されている。なお、第3版と第4版では異同がある。本稿は第4版に拠っている。
- 5) Joplin, *Outlines of a System of Political Economy ; written with a View to Prove to Government and Country that the Cause of the Present Agricultural Distress is Entirely Artificial ; and to Suggest a Plan for the Management of the Currency*, 1823.
- 6) Clapham, J., *The Bank of England, A History*, 2 vols., 1944, pp. 92-3, 英国金融史研究会訳『イングランド銀行II』ダイヤモンド社、1970年、100-1ページ。
- 7) *An Essay*, pp. 7-8.
- 8) *Ibid.*, pp. 18-23.
- 9) *Ibid.*, Appendix, p. 11. この部分はニューカッスルの新聞からの引用である。
- 10) 以上、*ibid.*, pp. 35-9. なお、ジョプリンは、1840年代になって預金を通貨と見なすようになった。
- 11) *Ibid.*, p. 44.
- 12) *Ibid.*, p. 52.
- 13) *The Principle of the Personal Liability of the Shareholders in Public Banks Examined*, 1830. なお、英国において株式会社の設立が自由化されるのは1844年の「会社登記法」によってであり、やがて証券市場と株式会社の発展によって株主有限責任の原則が確立していく。そして、55年の「有限責任法」を経て、62年に近代的な株式会社法が成立する。資本を一般から公募する近代的な株式会社法が、鉄道や銀行業以外の一般産業界に普及するのは19世紀の最後の4半世紀に入ってからであるとされている。
- 14) *Outlines*, p. 33.
- 15) *Ibid.*, p. 45.
- 16) *Ibid.*, pp. 171-2.
- 17) *Ibid.*, p. 44.
- 18) *Ibid.*, p. 45. ここで、退蔵は、通貨流通量の減少、価格下落、外国からの需要の増加、国際収支の黒字の増加という過程を通じ、結局は退蔵された分に等しい貨幣の流入を招くと説明されている。
- 19) *Ibid.*, pp. 102-3.
- 20) ジョプリンが用いている統計によると農業部門の産出が全体の約50%を占めている。*Ibid.*, p. 32.
- 21) 以上、*ibid.*, pp. 74-5.
- 22) たとえば、*Currency Reform : Improvement not Depreciation*, 1844.

- 23) *Outlines*, p. 47.
- 24) *Ibid.*, p. 157. この2つの流通の区別はスミスの『諸国民の富』に依拠している。
- 25) *Ibid.*, pp. 259-61.
- 26) *An Essay*, pp. viii-ix.
- 27) *Outlines*, p. 264. また、p. 276も参照のこと。
- 28) オブライエンは、ジョプリンがこの理論をリカードから引き出したとする通説は根拠がないと述べている。O'Brien, *op. cit.*, p. 70.
- 29) *Outlines*, pp. 268-69. なお、この問題に関しては、のちに以上の著作でより明確に述べている。*A Digest of the Evidence on the Bank Charter taken before the Committee of 1832*, 1833 および *An Analysis and History of the Currency Question*, 1832. これについては、O'Brien, *op. cit.*, p. 178 を参照のこと。
- 30) ジョプリンは、ロンドンでは非発券株式銀行が法的に可能なことを『銀行論』第2版で指摘している。*An Essay*, p. 90. なお、クラパムが脚注で指摘しているように (Clapham, *op. cit.*, p. 3, 邦訳、101ページ)、トーマスは、1796-7年にイングランド銀行に対抗する銀行設立計画の立案者たちによってイングランド銀行の独占が要求払い紙券の発行のみに限定されると主張されていたことを指摘している。Thomas, E., *The Rise and Growth of Joint-Stock Banking*, 1934, I, 73. 本文でも触れたように、ジョプリンはイングランド銀行の特権のひとつとしてこの問題に関心を寄せたものの、ロンドンでイングランド銀行に代わって他の株式銀行が発券することを適切だとは考えていなかった。
- 31) *An Essay*, pp. 31-2.
- 32) *Outlines*, pp. 266-7.
- 33) Ricardo, D., *Plan for the Establishment of a National Bank*, 1823, *The Works and Correspondence of David Ricardo*, ed. by Piero Sraffa, Vol. IV, pp. 271-300, 玉野井芳郎監訳『リカード全集Ⅳ』雄松堂書店、1970年、325-62ページ。
- 34) O'Brien, *op. cit.*, pp. 70-1 を参照のこと。
- 35) 以上、*An Illustration of Mr. Joplin's Views on Currency, and Plan for Its Improvement ; together with Observations applicable to the Present State of the Money Market ; in a Series of Letters*, p. 28.